

9.1 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

＜学生の修学・就職・生活指導＞

(クラス担任制度及び学生委員会)

本学では、開学以来、学生の入学時から卒業まで、クラス担任教員が修学・生活指導・就職指導に関する相談・助言を行うこととしている。一時的には、この教員が学内の保証人的な役割を果たす。

また、全学的な組織としては、学生委員会があり、クラス担任教員や事務局と連携し、キャンパス内の食堂のメニュー調整、喫煙エリア、コンビニ・売店及び銀行の現金自動支払機の設置など、学生の快適な学園生活の改善に努めている。また、かざすだけで学内の食堂、コンビニの清算が可能な後払い型電子マネー機能を搭載し授業の出欠管理、図書館の入退館の多機能な学生証を整備した。

＜経済的支援＞

1) 学校法人福山大学奨学生

本学では、学業成績優秀、品行方正であり、他の学生の模範になると認められる者に奨学金を授与して積極的にその育成に資することを目的とした3種類の独自奨学制度を設けている。

①一般奨学生

本学に入学後、2年次以上の者における前年度の学業成績優秀な者のうち、福山平成大学学生委員会で毎年若干名を選考し、当該年度の授業料のうち、30万円を減免する。

②特別奨学生 A

特別奨学生 A は、公募推薦型選抜 (A 日程・B 日程)、一般選抜 (前期 A 日程・前期 B 日程・後期日程)、大学入学共通テスト利用選抜 (前期・後期) の合格者で、入学試験の成績優秀から選考する。一般選抜 (前期 A 日程) から約 30 名、その他の選抜は若干名選考する。特別奨学生 A として入学する者について、入学年次の授業料について 100 分の 40 を減免し、正規の修業年限の間、継続して適用する。ただし、2年次以降においては、各学科で定められた単位数以上を取得し、かつ、前年度単位取得科目的平均値が 75 点以上の場合に限る。

③特別奨学生 B

特別奨学生 B は、指定校推薦型選抜の合格者、及び経営学部指定校 (資格取得者) 推薦型選抜の合格者に適用する。入学金を 15 万円に減額するとともに、入学年次の授業料について看護学部にあっては 100 分の 30 を、他の各学部にあっては、100 分の 40 を減免し、正規の修業年限の間、継続して適用する。ただし、2年次以降においては、各学科で定められた単位数以上を取得し、かつ、前年度単位取得科目的平均値が 75 点以上の場合に限る。

2) 大学院奨学金

学校法人福山大学大学院奨学生制度に基づき、大学院に在学し、学業成績優秀で、品行方正、かつ身体剛健な者のうち毎年、各研究科の各学年につき若干名を選考する。

- (1) 修士課程に進学する者は、授業料の70%を免除する。
 - (2) 修士課程に在籍し、同課程で進級する者は、授業料の30%を免除する。
- ただし、それぞれの期間は1年間とし、更新することができる。

3) 日本学生支援機構奨学生

令和4年7月現在の日本学生支援機構奨学金を貸与された学生数は次のとおりであり、令和4年度の全学生の69.2%の者が貸与されている。

表 9.1 日本学生支援機構奨学生採用状況（令和4年度実績）

（単位：人）

種別／学年	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
第1種奨学金	97	68	80	75	320
第2種奨学金	75	81	93	62	311
給付型奨学金	54	33	43	31	161
合計	226	182	216	168	792

4) 高等教育の修学支援新制度

本学は、2020年4月から始まった住民税非課税及びそれに準ずる世帯の学生を対象とした高等教育の修学支援新制度について、その対象要件を満たす教育機関として認定を受けている。

5) その他の奨学金制度

上記以外に、次の奨学金を受けている者がいる。

八幡記念育英奨学金、熊平文化財団、山口県ひとつづくり財団、あしなが育英会、福山市奨学資金、青森県教育厚生会奨学金、島根県看護学生修学資金貸与制度、鳥取県看護職員修学資金など。

6) アルバイトの紹介

本学では経済的理由などから、止むを得ずアルバイトをしなければならない学生のために、学生課において企業などからアルバイト求人の申込みがあれば、その求人票を学生ホールの掲示板に掲示して紹介している。但し、危険を伴う作業や深夜に及ぶ業務並びに風俗営業等は禁止している。

7) 入学金減免制度

同窓生の子弟及び在学生の兄弟姉妹に対して、就学時の経済的支援のため、入学金を減免する制度を実施している。同窓生及び在学生とは本学に加え福山大学も含まれている。本学の入学金は330,000円であるが、減免後は200,000円となる。

＜課外活動への支援＞

- ・クラブ活動助成

学生のクラブ活動には、大学、後援会及び同窓会で助成している。

＜健康相談等＞

（1）保健管理センター

学生の健康管理のために保健室を設けており、月曜日から金曜日には専任の看護師が常駐している。これ以外の時間帯は学生課で対応できる体制を整えている。学生には体調が悪くなった時や怪我をした時には、このセンターを利用することを勧めている。また、悩みのある学生には月・木曜日に学生相談室を開室しており、学外の非常勤カウンセラー1名（臨床心理士資格あり）が、学生や教職員、保護者の相談に対応している。

定期健康診断は毎年2回4月上旬および11月中旬に実施し、専任の看護師から診断結果により、学生に健康指導を行う。また、就職活動に必要な健康診断証明書を発行できるようにしている。

（2）学生教育研究災害傷害保険

教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために「学生教育研究災害傷害保険」に大学及び後援会の負担で全学生を加入させている。また、スポーツ活動中や臨地実習・教育実習中の事故等のため、賠償責任保険に加入することを勧めている。

＜学生の意見汲み上げシステム＞

（1）学生生活に関するアンケートの実施

毎年、学生生活に関するアンケートを1～4年生を対象に行っている。アンケート内容は、「生活での悩み」、「通学状況」、「生活状況」、「アルバイト状況」、「学生の意見・要望」などである。その集計結果を保証人懇談会資料に掲載し、保証人に配付している。特に、「学生の意見・要望」については、できるものから改善している。

授業アンケート、担任制度、保証人懇談会等は学生サービスに対する学生や保証人の意見等を汲み上げるシステムとなっている。

（2）学長カフェの開催

学生の生の声を聞く機会として、毎年、学長カフェを開催している。学長がテーマを決め、各学科が人選を行い、「学生生活について」、「授業について」、「大学に対して日頃思っていること、感じていること」について、学生と学長が懇談する機会を設け、学生の意見が直接届くシステムとなっている。